

第142回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日 時

平成30年6月26日(火曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場 所

東京都武蔵野市中町二丁目9番32号
本社 大会議室

決 議 項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 業績連動型株式報酬制度の
報酬額等の設定の件

招集ご通知がスマホでも！



本招集ご通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<http://p.sokai.jp/6841/>



本年より、当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード：6841

横河電機株式会社

目次

	(頁)
第142回定時株主総会招集ご通知	1
[株主総会参考書類]	
第1号議案	3
第2号議案	4
第3号議案	14
第4号議案	17
[提供書面]	
事業報告	
1. 企業集団の現況	21
2. 会社の現況	33
3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	40
4. 会社の支配に関する基本方針	45
連結計算書類	
連結貸借対照表	47
連結損益計算書	48
連結計算書類に係る会計監査報告	49
計算書類	
貸借対照表	51
損益計算書	52
計算書類に係る会計監査報告	53
監査役会の監査報告	55

証券コード 6841
平成30年6月4日

株 主 各 位

東京都武蔵野市中町二丁目9番32号
横河電機株式会社
代表取締役社長 西 島 剛 志

第142回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第142回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、次頁のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月26日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 東京都武蔵野市中町二丁目9番32号 本社 大会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第142期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第142期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 業績連動型株式報酬制度の報酬額等の設定の件

以 上

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成30年6月25日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

57頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、平成30年6月25日（月曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。なお、当社指定の議決権行使ウェブサイトをご利用の場合は、<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/> にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」を用いて、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

[重複行使の取扱い]

議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネットで複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。代理人により議決権を行使される場合は、当社定款第19条の規定に基づき、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yokogawa.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
したがって、本招集ご通知の提供書面の連結計算書類及び計算書類は、監査役又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yokogawa.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号 議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元は経営の最重要施策の一つと認識し、利益成長を通じて安定的・継続的な増配を目指します。

具体的には、業績及び資金の状況、中長期的な成長投資に向けた内部留保の確保及び財務体質の健全性を総合的に勘案しながら、連結配当性向30%を目標に配当水準の向上に努めることを、利益配分の基本方針としています（なお、当社は、本年5月に、平成31年3月期から適用する配当方針を取締役会において決議いたしました。詳細は下記【ご参考】をご参照ください）。

上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、当期における1株当たりの年間配当金は中間配当金15円と合わせて、30円となります。

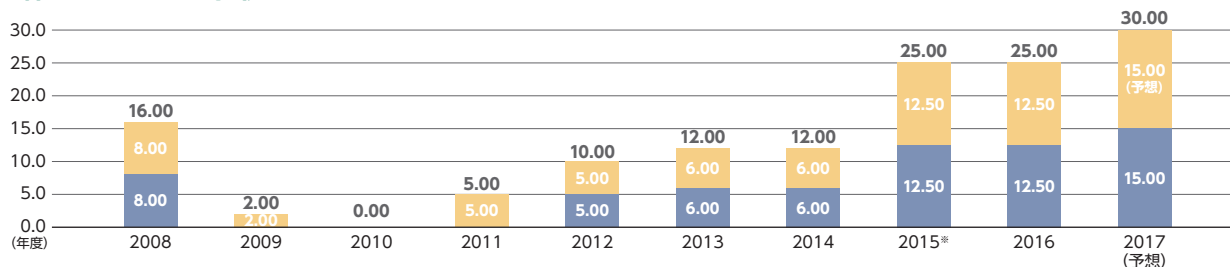
期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき15円
配当総額 4,008,410,415円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月27日

【ご参考】＜平成31年3月期から適用する新たな配当方針＞

株主の皆様に対する利益還元は経営の最重要施策の一つと認識し、利益成長を通じて安定的・継続的な増配を目指します。具体的には、業績及び中長期的な株主価値の最大化に向けた投資資金の確保、成長投資を支える財務基盤の維持を総合的に勘案しながら、連結配当性向30%を上回る配当水準の確保に努めます。また、一時的な要因で業績が悪化した場合においても、株主資本配当率を踏まえた安定的な配当の維持を図ります。

1株当たり配当金の推移 (円・銭)



※ 創立100周年記念配当5円00銭を中間配当に含みます。

第2号 議案

取締役9名選任の件

取締役全員（10名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、1名減員し、社外取締役4名を含む取締役9名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、当社が定める「取締役・監査役候補者及び執行役員選定の方針と手続」に基づき、委員の過半数が社外取締役により構成される「指名諮問委員会」の答申を参考にしております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	
1	にしじま たかし 西島 剛志	代表取締役社長	再任
2	くろす さとる 黒須 聡	取締役 専務執行役員 プレミアムソリューション&サービス事業本部長	再任
3	なら ひとし 奈良 寿	取締役 専務執行役員 ライフイノベーション事業本部長	再任
4	なかはら まさとし 中原 正俊	取締役 専務執行役員 IAシステム&サービス事業本部長	再任
5	あなぶき じゅんいち 穴吹 淳一	取締役 常務執行役員 経営管理本部長	再任
6	うらの みつど 浦野 光人	取締役	社外取締役候補者 独立役員候補者 再任
7	うじ のりたか 宇治 則孝	取締役	社外取締役候補者 独立役員候補者 再任
8	せき のぶお 関 誠夫	取締役	社外取締役候補者 独立役員候補者 再任
9	すが たしろう 菅田 史朗	取締役	社外取締役候補者 独立役員候補者 再任

候補者番号

1

再 任



にし じま たか し
西島 剛志

生年月日 昭和32年8月12日

所有する当社株式数

58,162株

(注) 西島剛志氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年4月 (株)北辰電機製作所(現 横河電機(株))入社
平成20年10月 執行役員 IA事業部プロダクト事業センター長
平成22年4月 横河メータ&インスツルメンツ(株)(現 横河計測(株)) 代表取締役社長
平成23年6月 当社取締役 横河メータ&インスツルメンツ(株)(現 横河計測(株)) 代表取締役社長
平成24年4月 取締役 常務執行役員 IAプラットフォーム事業本部長
平成25年4月 代表取締役社長 現在に至る

取締役在任年数 (本総会終結時)

7年

取締役会出席状況 (平成29年度)

全15回中 15回(100%)

取締役候補者として選任する理由

西島剛志氏は、代表取締役社長として経営の監督を適切に行っています。さらに、当社代表取締役として経営会議議長も務めており、経営の指揮も適切に行っているため、すべてのステークホルダーへの貢献が期待できます。こうしたことから取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役候補者及び執行役員選定の方針と手続」については15頁をご参照ください。

候補者番号

2

再任



くろす さとる
黒須 聡

生年月日 昭和35年12月25日

所有する当社株式数

93,978株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和58年4月 当社入社
平成18年4月 執行役員 IA事業部マーケティングセンター長
平成19年4月 常務執行役員 IA事業部長
平成21年4月 常務執行役員 グローバル営業本部長
平成22年4月 Yokogawa Engineering Asia Pte. Ltd. 社長
平成23年4月 当社常務執行役員 IAマーケティング本部長
平成23年6月 取締役 常務執行役員 IAマーケティング本部長
平成25年4月 取締役 専務執行役員 Yokogawa Electric International Pte. Ltd. 社長
平成26年4月 取締役 専務執行役員 ソリューションサービス事業本部長
Yokogawa Electric International Pte. Ltd. 社長
平成27年4月 取締役 専務執行役員 ソリューションサービス事業本部長
平成29年4月 取締役 専務執行役員 プレミアムソリューション&サービス事業本部長 現在に至る

取締役在任年数 (本総会終結時)

7年

取締役会出席状況 (平成29年度)

全15回中 15回 (100%)

取締役候補者として選任する理由

黒須 聡氏は、取締役として経営の監督を適切に行っています。さらに、グループの事業の中核を占める高度ソリューションビジネスを担当するプレミアムソリューション&サービス事業本部長として業務遂行も適切に行っています。こうしたことから、ソリューションビジネス構築のリーダーとして適任であり、すべてのステークホルダーへの貢献が期待できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役候補者及び執行役員選定の方針と手続」については15頁をご参照ください。

(注) 黒須 聡氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

再任



な ら ひ と し
奈良 寿

生年月日 昭和38年1月23日

所有する当社株式数

50,196株

(注) 奈良 寿氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和60年4月 当社入社
平成13年10月 Yokogawa Engineering Asia Pte. Ltd. 副社長
平成15年10月 Yokogawa (Thailand) Ltd. 社長
平成19年1月 当社ソリューション事業部 第1営業本部長
平成22年4月 常務執行役員 ソリューション営業本部長
平成23年6月 取締役 常務執行役員 ソリューション営業統括本部長
平成24年4月 取締役 常務執行役員 ソリューションサービス営業統括本部長
平成25年4月 取締役 横河ソリューションサービス㈱ 代表取締役社長
平成29年4月 取締役 専務執行役員 日本・韓国代表 兼 横河ソリューションサービス㈱ 代表取締役社長
平成30年4月 取締役 専務執行役員 ライフイノベーション事業本部長 現在に至る

取締役在任年数 (本總會終結時)

7年

取締役会出席状況 (平成29年度)

全15回中 15回 (100%)

取締役候補者として選任する理由

奈良 寿氏は、取締役として経営の監督を適切に行っています。さらに、横河ソリューションサービス株式会社代表取締役社長として業務遂行も適切に行い、新しいビジネスモデルのグループ内展開をリードしてきました。平成30年度からは新規市場開拓を担当するライフイノベーション事業本部を率いており、すべてのステークホルダーへの貢献が期待できます。こうしたことから、取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役候補者及び執行役員選定の方針と手続」については15頁をご参照ください。

候補者番号

4

再任



なか はら まさ とし

中原 正俊

生年月日 昭和33年12月14日

所有する当社株式数

55,720株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年4月 当社入社
平成19年4月 執行役員 IA事業部システム事業センター長
平成23年4月 Yokogawa Engineering Asia Pte. Ltd. 社長
平成25年4月 当社常務執行役員 IAプラットフォーム事業本部長
平成26年6月 取締役 常務執行役員 IAプラットフォーム事業本部長
平成28年4月 取締役 専務執行役員 IAプラットフォーム事業本部長
平成29年4月 取締役 専務執行役員 IAシステム&サービス事業本部長 現在に至る

取締役在任年数 (本總會終結時)

4年

取締役会出席状況 (平成29年度)

全15回中 15回 (100%)

取締役候補者として選任する理由

中原正俊氏は、取締役として経営の監督を適切に行っています。さらに、IAシステム&サービス事業本部長として業務遂行も適切に行っており、システム製品戦略の企画・実行による企業価値の向上を通じてすべてのステークホルダーへの貢献が期待できます。こうしたことから、取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役候補者及び執行役員選定の方針と手続」については15頁をご参照ください。

(注) 中原正俊氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

再任



あなぶき じゅんいち

穴吹 淳一

生年月日 昭和38年3月18日

所有する当社株式数

44,749株

(注) 穴吹淳一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和61年4月 ㈱福徳相互銀行入行
平成4年3月 当社入社
平成17年1月 財務部長
平成23年4月 執行役員 経理財務本部長
平成26年6月 取締役 執行役員 経理財務本部長
平成28年4月 取締役 常務執行役員 経理財務本部長
平成30年4月 取締役 常務執行役員 経営管理本部長 現在に至る

取締役在任年数 (本総会終結時)

4年

取締役会出席状況 (平成29年度)

全15回中 15回 (100%)

取締役候補者として選任する理由

穴吹淳一氏は、取締役として経営の監督を適切に行っています。さらに、経理財務本部長として業務遂行も適切に行っています。こうしたことから、持続的な企業価値の向上に適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役候補者及び執行役員選定の方針と手続」については15頁をご参照ください。

候補者番号

6

再任



うらの みつど
浦野 光人

生年月日 昭和23年3月20日

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和46年 4 月 日本冷蔵(株) (現 (株)ニチレイ) 入社
平成11年 6 月 同社 取締役
平成13年 6 月 同社 代表取締役社長
平成19年 6 月 同社 代表取締役会長
平成23年 6 月 当社取締役 現在に至る
平成25年 6 月 (株)ニチレイ 相談役

重要な兼職の状況

株式会社りそなホールディングス 社外取締役
H O Y A 株式会社 社外取締役
株式会社日立物流 社外取締役
一般社団法人日本経営協会 会長
公益財団法人産業教育振興中央会 会長

取締役在任年数 (本總會終結時)
7年

取締役会出席状況 (平成29年度)
全15回中 15回 (100%)

社外取締役候補者として選任する理由

浦野光人氏は、社外取締役として経営の監督を適切に行っています。同氏の経営者としての高い見識と豊富な経験並びにコーポレートガバナンスに対する知見を当社の経営に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役候補者及び執行役員選定の方針と手続」については15頁をご参照ください。

独立役員について

浦野光人氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏は、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社における「社外役員の独立性に関する基準」については16頁をご参照ください。

- (注) 1. 浦野光人氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 浦野光人氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 責任限定契約について
当社は、浦野光人氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。当該契約の概要は、次のとおりであります。
当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とします。

候補者番号

7

再任



う じ の り た か
宇治 則孝

生年月日 昭和24年3月27日

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和48年4月 日本電信電話公社（現 日本電信電話㈱）入社
平成11年6月 (株)エヌ・ティ・ティ・データ 取締役 新世代情報サービス事業本部長
平成12年9月 同社 取締役 経営企画部長
平成15年6月 同社 常務取締役 法人システム事業本部長 法人ビジネス事業本部長兼務
平成17年6月 同社 代表取締役常務執行役員
平成19年6月 日本電信電話㈱ 代表取締役副社長
平成24年6月 同社 顧問
平成26年6月 当社取締役 現在に至る

重要な兼職の状況

第一三共株式会社 社外取締役
株式会社GA I N C 社外取締役
公益社団法人企業情報化協会 会長
一般社団法人日本テレワーク協会 名誉会長

取締役在任年数（本総会終結時）

4年

取締役会出席状況（平成29年度）

全15回中 15回（100％）

社外取締役候補者として選任する理由

宇治則孝氏は、社外取締役として経営の監督を適切に行っています。同氏の経営者としての高い見識と技術開発、情報通信分野に関する豊富な経験と深い知見を当社の経営に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役候補者及び執行役員選定の方針と手続」については15頁をご参照ください。

独立役員について

宇治則孝氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏は、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社における「社外役員の独立性に関する基準」については16頁をご参照ください。

- (注) 1. 宇治則孝氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 宇治則孝氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 責任限定契約について
当社は、宇治則孝氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。当該契約の概要は、次のとおりであります。
当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とします。

候補者番号

8

再 任



せ ぎ の ぶ お
関 誠夫

生年月日 昭和19年9月21日

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式数

1,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和45年 4 月 千代田化工建設(株) 入社
平成 4 年 4 月 米国千代田インターナショナル・コーポレーション 副社長
平成 9 年 6 月 千代田化工建設(株) 取締役
平成10年 6 月 同社 常務取締役
平成12年 8 月 同社 代表取締役専務
平成13年 4 月 同社 代表取締役社長
平成19年 4 月 同社 取締役会長
平成21年 4 月 同社 相談役
平成24年 7 月 同社 顧問
平成27年 6 月 当社取締役 現在に至る

重要な兼職の状況

帝人株式会社 社外取締役
亀田製菓株式会社 社外取締役
株式会社ウェザーニューズ 社外取締役
特定非営利活動法人日本プロジェクトマネジメント協会 会長

取締役在任年数 (本総会終結時)

3年

取締役会出席状況 (平成29年度)

全15回中 15回 (100%)

社外取締役候補者として選任する理由

関 誠夫氏は、社外取締役として経営の監督を適切に行っています。同氏の経営者としての高い見識とエネルギー産業を中心とするエンジニアリング・ビジネスの豊富な経験と深いグローバルビジネスの知見を当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役候補者及び執行役員選定の方針と手続」については15頁をご参照ください。

独立役員について

関 誠夫氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏は、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社における「社外役員の独立性に関する基準」については16頁をご参照ください。

- (注) 1. 関 誠夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 関 誠夫氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 責任限定契約について
当社は、関 誠夫氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。当該契約の概要は、次のとおりであります。
当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とします。

候補者番号

9

再任

すが た し ろう
菅田 史郎

生年月日 昭和24年11月17日

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和47年 4 月 ウシオ電機㈱ 入社
平成 5 年 1 月 BLV Licht- und Vakuumtechnik GmbH 社長
平成12年 6 月 ウシオ電機㈱ 取締役 上席執行役員
平成13年 4 月 同社 取締役 ランプ第二事業部長
平成15年 4 月 同社 取締役 ランプカンパニープレジデント
平成16年 4 月 同社 取締役 専務執行役員
平成16年 6 月 同社 代表取締役 専務執行役員
平成17年 3 月 同社 代表取締役社長
平成26年10月 同社 取締役相談役
平成28年 6 月 同社 相談役
当社取締役 現在に至る
平成29年 7 月 ウシオ電機㈱ 特別顧問 現在に至る

重要な兼職の状況

ウシオ電機株式会社 特別顧問
J S R株式会社 社外取締役

取締役在任年数 (本総会終結時)
2年取締役会出席状況 (平成29年度)
全15回中 15回 (100%)

社外取締役候補者として選任する理由

菅田史郎氏は、社外取締役として経営の監督を適切に行っています。同氏の経営者としての高い見識と産業用機器製品の開発、マーケティングの豊かな経験と深いグローバルビジネスの知見を当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役候補者及び執行役員選定の方針と手続」については15頁をご参照ください。

独立役員について

菅田史郎氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏は、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社における「社外役員の独立性に関する基準」については16頁をご参照ください。

- (注) 1. 菅田史郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 菅田史郎氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 責任限定契約について
当社は、菅田史郎氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。当該契約の概要は、次のとおりであります。
当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とします。

第3号 議案

監査役1名選任の件

監査役 山下 泉氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者の選定にあたっては、当社が定める「取締役・監査役候補者及び執行役員選定の方針と手続」に基づき、委員の過半数が社外取締役により構成される「指名諮問委員会」の答申を参考にしております。

また、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

新任



おおさわ まこと
大澤 真

生年月日 昭和34年2月20日

社外監査役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式数

0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和56年4月 日本銀行 入行
平成2年5月 国際通貨基金アジア局出向
平成9年6月 日本銀行 ロンドン事務所次長
平成11年6月 同行 金融市場局金融市場課長
平成15年6月 同行 那覇支店長
平成18年9月 プライスウォーターハウスクーパース 入社
平成20年9月 同社 パートナー（事業再生、金融、ファミリービジネス、ヘルスケア、ホスピタリティ担当）
平成24年2月 株式会社フィーモ 代表取締役 現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社フィーモ 代表取締役
全保連株式会社 社外取締役
株式会社君津住宅 社外取締役
株式会社富山銀行 社外取締役
アグリソーラー株式会社 社外監査役
一般社団法人メガソーラー機構 理事

社外監査役候補者として選任する理由

大澤 真氏は、経験豊富な経営者の観点と経済界における幅広い活動に基づく高い見識を有しており、その経験を当社の監査に反映することが適切であると判断し、コーポレートガバナンスの一層の強化のため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役候補者及び執行役員選定の方針と手続」については15頁をご参照ください。

独立役員について

大澤 真氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

なお、当社における「社外役員の独立性に関する基準」については16頁をご参照ください。

- (注) 1. 大澤 真氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大澤 真氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 責任限定契約について
当社は、大澤 真氏の選任が承認された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約の概要は、次のとおりであります。
当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とします。

【ご参考】

取締役・監査役候補者及び執行役員選定の方針と手続

①取締役・監査役候補者及び執行役員選定の方針

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成することとしています。

その前提のもとで、取締役・監査役候補者については、コーポレートガバナンスの向上に資する人財であることに加え、それぞれ下記の要件を満たす人財を選定しています。

■取締役候補者

- ・当社グループの事業に精通し、適切な業務執行及び実効性の高い経営の監督に資する人財
- ・中長期の当社の企業価値向上を狙った経営戦略策定に求められる経験・知見を持ち、的確な経営の判断及び実効性の高い経営の監督に資する人財

■監査役候補者

- ・当社グループの事業に精通し、当社及びグループ会社の適切な経営の監査に資する人財
- ・経営者としての豊富な経験を有する、または経理財務、法務、企業経営等の知見を有し適切な経営の監査に資する人財

なお、執行役員については、各ポジションに求められる期待役割に照らし、十分な経験・知識等を有しているか、経営陣として相応しい意思と姿勢を有しているかを確認したうえで選定しています。

②取締役・監査役候補者及び執行役員選定の手続

当社は、取締役候補者、監査役候補者及び執行役員の選定の客観性及び透明性を高めることを目的に、取締役会決議に基づきその過半数を社外取締役とする３名以上の取締役で構成される任意の諮問機関「指名諮問委員会」を設置しています。

取締役候補者及び執行役員の選定については、指名諮問委員会で定められた選任基準、手続に基づく審議を経た答申をもとに、取締役会で決議しています。

監査役候補者の選定については、指名諮問委員会で定められた選任基準、手続に基づく審議を経た答申について、監査役会の同意を得たうえで取締役会で決議しています。

以上

【ご参考】

社外役員の独立性に関する基準

当社は、監査役会設置会社として取締役会及び監査役会を充実させるために現経営陣から独立した社外取締役及び社外監査役を招聘していますが、社外役員選任における透明性を高めるため、平成27年3月24日開催の当社取締役会において、下記のとおり、社外役員の独立性に関する基準を設定しました。

記

当社において独立役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

- ① 当社およびその連結子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者またはその就任の前10年間に於いてそうであった者（注1）
- ② 当社の現在の主要株主（議決権割合10%以上）または最近5年間に於いてそうであった者（注2）
- ③ 当社が現在主要株主である会社の業務執行者
- ④ 当社グループの主要な取引先（直近事業年度または先行する3事業年度のいずれかにおける年間連結総売上高の2%を超える支払いをしているもしくは支払いを受けている）の業務執行者
- ⑤ 当社グループから一定額（過去3事業年度の平均で1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付または助成を受けている公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等の業務執行者
- ⑥ 当社グループから取締役を受け入れている会社の業務執行者
- ⑦ 当社グループの主要な借入先の業務執行者または最近3年間に於いてそうであった者（注3）
- ⑧ 当社グループの会計監査人または監査法人等の関係者または最近3年間に於いてそうであった者（注4）
- ⑨ 上記⑧に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、当社グループから役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の報酬を得ている者
- ⑩ 上記⑧に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファーム（過去3事業年度の平均で、その連結総売上高の2%を超える支払いを当社グループから受けた）の関係者（注5）
- ⑪ 上記①から⑩（⑤を除く）の親族（配偶者または二親等以内の親族もしくは同居の家族）
- ⑫ 独立役員としての通算の在任期間が8年を超える者

以上

注1：業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者および使用人（本基準において「業務執行者」という）。

注2：当社の現在または最近5年間に於いての主要株主。主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者。

注3：当社グループが借入れを行っている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属するものをいう）であって、その借入残高が当社事業年度末において当社の連結総資産の2%を超える金融機関グループ。

注4：当社グループの会計監査人または監査法人の社員、パートナーまたは従業員である者、または最近3年間に於いてそうであった者（現在退職している者を含む）。

注5：当該ファームの社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者。

業績連動型株式報酬制度の報酬額等の設定の件

第4号 議案

平成28年(2016年)6月23日開催の第140回定時株主総会において、当社の取締役の報酬額について1事業年度10億円以内（うち、社外取締役の報酬額は1事業年度1億円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とし、これに加え、譲渡制限付株式報酬制度（以下「譲渡制限付株式報酬制度」といいます。）に係る取締役の報酬額は1事業年度6億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とする旨のご承認をいただいております。なお、譲渡制限付株式報酬制度は、中期経営計画の対象期間である3事業年度にわたる職務執行の対価として6億円以内で当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を交付するものであり、これは実質的に1事業年度当たり2億円以内の支給に該当します。

今般、社外取締役以外の取締役（以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを適時かつ的確に与えるとともに、対象取締役の報酬と当社の業績との連動性をより明確に一致させることにより、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を強固なものにすることを目的として、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬制度に代わる新たな業績連動型株式報酬制度として、パフォーマンス・シェア・ユニット制度（以下「パフォーマンス・シェア・ユニット制度」といいます。）を導入することとしたいと存じます。

具体的には、現行の譲渡制限付株式報酬制度に係る1事業年度6億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とする旨の報酬額に代えて、パフォーマンス・シェア・ユニット制度に係る報酬額として、1事業年度6億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とする旨の報酬額を設定させていただきたいと存じます。ただし、パフォーマンス・シェア・ユニット制度に係る取締役の報酬は、後述のとおり、中期経営計画の対象期間である3事業年度の対象取締役の職務執行の対価として、当該3事業年度終了後に一括して支給するものであり、実質的には1事業年度2億円以内での支給と評価できると考えます。

なお、1事業年度10億円以内（うち、社外取締役の報酬額は1事業年度1億円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）の報酬枠については変更いたしません。

従いまして、本議案をご承認いただいた場合、上記のとおり1事業年度当たりのパフォーマンス・シェア・ユニット制度に係る取締役の報酬額に相当する額は2億円以内と評価できますので、当社の取締役の現行の別枠の報酬額である1事業年度10億円以内と合計しても、実質的には、1事業年度12億円以内は現行の報酬額と変わらないものと考えております。（下記【ご参考】をご参照ください。）

本議案が原案どおり承認可決されることにより、譲渡制限付株式報酬制度は廃止いたしますので、本議案が承認可決された場合、以後、譲渡制限付株式報酬制度にもとづく取締役への譲渡制限付株式の付与は行いません。

なお、現在の取締役は10名（うち社外取締役4名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役4名）、対象取締役は5名となります。

【ご参考】

1 事業年度当たりの取締役の実質的な報酬額

現 行		改定案	
①譲渡制限付株式報酬制度の報酬額	6億円以内 (1事業年度2億円以内*)	①譲渡制限付株式報酬制度の報酬額	廃 止
③現行の報酬額 (①を除く)	10億円以内	②パフォーマンス・シェア・ユニット制度の報酬額	6億円以内 (1事業年度2億円以内*)
(うち 社外取締役)	(1億円以内)	③改定後の報酬額 (②を除く)	10億円以内
		(うち 社外取締役)	(1億円以内)
報酬額の合計 (①+③)	16億円以内 (1事業年度12億円以内*)	報酬額の合計 (②+③)	16億円以内 (1事業年度12億円以内*)

* 6億円以内の報酬額は、中期経営計画の対象期間（原則として3事業年度）で期間按分して算出した場合、1事業年度当たり2億円以内となります。

<パフォーマンス・シェア・ユニット制度の内容>

(1) 概要

パフォーマンス・シェア・ユニット制度は、対象取締役に対し、中期経営計画が対象とする期間（以下「本対象期間」といいます。）における、パフォーマンス・シェア・ユニット制度に係る当該対象取締役の報酬額として、対象期間の最終事業年度における当社の連結自己資本利益率（連結ROE）（以下「実績ROE」といいます。）等の達成度（以下「業績目標達成条件」といいます。）に応じて、当社株式を交付するとともに、金銭を支給する業績連動型株式報酬制度です。

なお、当初の本対象期間は、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までの3カ年の中期経営計画「Transformation 2020」が対象とする期間すなわち平成31年(2019年)3月31日に終了する事業年度から平成33年(2021年)3月31日に終了する事業年度までとなります。この期間終了後も、本株主総会で承認を受けた範囲内で、新たな中期経営計画が策定される毎、当該中期経営計画の対象期間を本対象期間としてパフォーマンス・シェア・ユニット制度に係る報酬が支給されます。中期経営計画の対象期間が3年を超えることになった場合でも対象期間終了後に支給されるパフォーマンス・シェア・ユニット制度に係る報酬額の上限は6億円以内となり、1事業年度当たりの実質報酬額は減少します。これに対し、中期経営計画の対象期間が3年未満となった場合には当該上限額は6億円を3で除した額に当該中期経営計画の対象期間の年数を乗じた額とします。

以上のとおり、パフォーマンス・シェア・ユニット制度は、現行の譲渡制限付株式報酬制度とは異なり、対象取締役への当社株式の交付及び金銭の支給は、原則として対象期間終了後に、後述の業績目標達成条件等に応じて行われますので、同制度の導入時点では、各対象取締役に対して当社株式の

交付及び金銭の支給を行うかどうか、並びに、行う場合に交付する当社株式及び支給する金銭の額は確定しておりません。

(2) 仕組み

① 当社は、対象期間の最初の事業年度開始後3ヶ月以内に開催される取締役会において、(a)対象期間、(b)対象取締役の役位毎に定められる株式報酬基準額（以下「役位別株式報酬基準額」といいます。）、「(c)業績目標達成条件に応じて当社取締役会があらかじめ設定した係数（以下「支給率」といいます。）及び(d)対象期間中において対象取締役が退任または役位を異動した場合の取扱い等対象となる中期経営計画において当社取締役会があらかじめ設定したその他の要件（以下総称して「その他要件」といいます。）を決定します。

② 当社は、対象期間終了後、最初に到来する定時株主総会の開催日から2ヶ月以内に開催される取締役会決議にもとづき、その他要件を前提とし、業績目標達成条件に応じて、役位別株式報酬基準額に支給率を乗じて、各対象取締役毎の報酬基準額（以下「個別報酬基準額」といいます。）を決定します。

③ 当社は、各対象取締役に対し個別報酬基準額の60%に相当する金額を当社株式の払込金額で除した数（ただし、100株未満を切り捨てます。）に相当する当社株式を交付します。当社が当社株式を交付する際は、当社による株式発行または自己株式の処分により行われ、この場合、当社は対象取締役に対して交付する株式数に払込金額を乗じた金額（以下「本払込金銭債権額」といいます。）の金銭報酬債権を付与し、対象取締役は、これを現物出資の方法で給付することにより、当社株式の交付を受けるものとします。上記の当社株式の払込金額は、株式の割当てを決定した取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等、払込期日における当社株式の公正な価格とします。

また、当社は、各対象取締役に対し、対象取締役が負担する所得税額等を考慮し、個別報酬基準額の40%に相当する金額を金銭として支給します（以下「本金銭支給報酬額」といいます。）。

④ 対象取締役に付与される本払込金銭債権額の総額と本金銭支給報酬額の総額の合計金額（以下「PSU報酬額」といいます。）の上限は1事業年度6億円以内とし、対象取締役が交付を受ける当社株式の総数は1事業年度90万株以内とします。ただし、上述のとおり、パフォーマンス・シェア・ユニット制度に係る報酬は、対象取締役に対しては、中期経営計画の対象期間（原則として3事業年度とします。）の職務執行の対価として、当該3事業年度終了後に一括して支給するものであり、PSU報酬額は実質的には1事業年度2億円以内となり、かつ、交付を受ける株式数は30万株以内となると考えております。

また、個別報酬基準額の合計が6億円を超えるおそれがある場合は、按分比例の方法等により上限まで減額し、また、前③に定める数の当社株式の交付を行うことにより、対象取締役が交付を受ける当社株式の総数が上限90万株を超えるおそれがある場合には、その上限を超えない範囲で各対象取締役に対して交付する当社株式の数を按分比例等の合理的な方法により減少させます。

⑤ 前③にかかわらず、対象取締役が非居住者の場合、当該対象取締役に対しては、居住者と同様の方法で株式を交付するものとして算定した本払込金銭債権額と本金銭支給報酬額の合計額を金銭として支給します。

⑥ 前②乃至⑤にもとづいて各対象取締役に交付及び支給される当社株式及び金銭についての具体的な交付及び支給時期並びにその配分については、取締役会において決定することといたします。

(3) クローバック条項その他

重大な不正会計または巨額損失が発生した場合、対象取締役に對し、パフォーマンス・シェア・ユニット制度に係る報酬額として交付した当社株式及び支給した金銭の全部または一部に相当する金額を無償で返還請求できるクローバック条項を設定しています。

当社は、クローバック条項の発動条件等の具体的な内容、組織再編等における取扱い（株式分割または株式併合があった場合の役位別株式報酬基準額の取扱い）、その他要件、前(2)⑤が適用される場合の要件などパフォーマンス・シェア・ユニット制度の詳細は、報酬諮問委員会における審議を経たうえで、取締役会において、パフォーマンス・シェア・ユニット制度に係る規程にこれを定めます。

以 上

(提供書面)

事業報告

(自 平成29年 4 月 1 日)
(至 平成30年 3 月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

世界経済が緩やかな回復傾向にある中で、原油価格は底を打ち、その需給バランスにも改善がみられつつあるものの、エネルギーや素材関連市場においては、引き続き資源開発関連投資の遅延や停止などの動きが広範にみられる厳しい市場環境が継続しました。

このような事業環境の中で、当社グループは本年度を最終年度とする中期経営計画「Transformation 2017 (略称：TF2017)」に基づき、「受注売上拡大」、生産やエンジニアリングコストの改善、販管費の削減等「収益性向上のための施策の推進」、将来への飛躍的な成長に向けた「戦略投資の実行」に努めました。

当連結会計年度における当社グループの売上高は、海外子会社の売上回復や円安の影響等により151億56百万円増加しました。また、営業利益は、回収が遅延している一部の売上債権に対して貸倒引当金等を21億円計上したものの、増収等により11億14百万円増加しました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益は、のれん等減損損失を計上した結果、投資有価証券売却等による特別利益を計上したものの、前期比で42億98百万円減少しました。

〈 連 結 〉

売上高	4,065億 90百万円 (前期比 + 3.9 % 151億56百万円 増)	営業利益	326億 96百万円 (前期比 + 3.5 % 11億14百万円 増)
経常利益	333億 33百万円 (前期比 + 1.0 % 3億44百万円 増)	親会社株主に 帰属する 当期 純利益	214億 49百万円 (前期比 △16.7 % 42億98百万円 減)

セグメント別の概況は以下のとおりです。

制御事業

制御事業の売上高は、海外での設備投資需要の回復やプラント設備関連の更新及び運用・保守サービス需要の増加に加え、円安の影響や日本での課題解決型ビジネスなどへの取り組みを背景に、前期比で152億43百万円増加し3,632億90百万円となりました。一方、営業利益は、回収が遅延している一部の売上債権に対して、貸倒引当金等21億円を計上したこともあり、ほぼ前期並みの303億89百万円（前期比 2 億21百万円減）となりました。

計測事業

計測事業の売上高は、前期並みの222億60百万円（前期比 17百万円増）でしたが、営業利益は粗利率の改善等により大幅に増加し25億33百万円（前期比 16億35百万円増）となりました。

航機その他事業

航機その他事業の売上高は、前期並みの210億39百万円（前期比 1 億 4 百万円減）でしたが、売上構成の変化により 2 億25百万円の営業損失（前期は、73百万円の営業利益）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は132億30百万円となり、前期と比較し 9 億38百万円減少しました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金及び運転資金は、自己資金及び金融機関からの借入金などをもって充当しました。

(2) 対処すべき課題

① 経営の基本方針

〔企業理念〕

「YOKOGAWAは 計測と制御と情報をテーマに より豊かな人間社会の実現に貢献する YOKOGAWA人は良き市民であり勇気をもった開拓者であれ」を企業理念として掲げ、この実現を目指します。

当社グループは、グループ全体に適用される企業理念とYOKOGAWAグループ企業行動規範を定め、すべてのステークホルダーとの適切な関係を持ち、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めます。また、「企業は社会の公器である」との考えのもと、健全で持続的な成長により、株主、お客様、取引先、社会、社員等すべてのステークホルダーからの信頼に応えていくことを企業経営の基本的使命と位置づけます。

当社グループは、企業価値の最大化を実現するためには、コンプライアンスの徹底、リスクの適切な管理、株主をはじめとするステークホルダーとの建設的な対話のための情報開示等が重要と考えます。

当社グループは、こうした考え方からコーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組む基本方針として「YOKOGAWAコーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しています。

当社グループのコーポレートガバナンスについての詳細は、当社ウェブサイト
<https://www.yokogawa.co.jp/cp/ir/governance/index.htm> をご参照ください。

② 中長期的な経営戦略

当社グループは、平成27年度（2015年度）に10年先のありたい姿とその実現に向けた考え方を長期経営構想として策定し、YOKOGAWAが目指す方向性を表現する「ビジョンステートメント」、その実現を支えるYOKOGAWAの強みを示す「コアコンピタンス」、「注力する事業領域」を定めました。

その後、同年度9月に「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連で採択され、また同年度12月には気候変動枠組条約締約国会議（COP21）でパリ協定が採択されるなど、社会課題解決に向けたニーズの高まりという大きな変化がありました。これらの変化を受け、未来世代のために目指す持続可能な低炭素・循環型社会の姿をサステナビリティ目標「Three goals」として定め、そこに向けてYOKOGAWAが自らを変革していく方向を示すとともに、それらの実現にもつながる長期経営構想で目指す方向性を、今からおよそ10年以上先の「ありたい姿」として見直しました。

[サステナビリティ目標：Three goals]

「YOKOGAWAは、未来世代のより豊かな人間社会のために、2050年に向けて、Net-zero emissions、Circular economy、Well-being の実現を目指します。」

[長期経営構想]

<ビジョンステートメント>

「YOKOGAWAは“Process Co-Innovation” (*) を通じて、お客様と共に明日をひらく新しい価値を創造します。」

このビジョンのもと、お客様の経済価値最大化と社会課題解決をともに実現し、お客様の事業を通じて社会・環境価値を創出していくことを目指します。

<コアコンピタンス>

お客様と課題を発掘し価値を共創する力など：「強化すべき3つの力」

高い信頼性を作り込み現場に適応させていく能力など：「基礎となる3つの力」

<注力する事業領域>

「資源・エネルギー・マテリアル関連産業」は継続し、「人々の健康や暮らしの豊かさを支える産業」について、新中期経営計画「Transformation（トランスフォーメーション）2020」では医薬品・食品産業向けの新事業として注力します。また、長期的な視点で、注力する事業領域における「バイオエコノミー」への取り組みを追加します。

(*)Process Co-Innovation

YOKOGAWAがこれまで培ってきた計測・制御・情報の技術を結集したオートメーションの将来像です。

これはプロセスの最適化を生産工程にとどめることなく、企業内のバリューチェーンや企業間のサプライチェーンなど、あらゆる情報やモノの流れへと拡大し、お客様と共に新しい価値を創造するYOKOGAWAのソリューション全般を表しています。

さらに、当社グループは、「Co-innovating tomorrow」をコーポレート・ブランド・スローガンとして掲げ、ビジネスや社会における情報やモノの流れを最適化、効率化し、お客様と社会全体の課題解決に取り組んでいきます。

当社グループのサステナビリティについての詳細は、当社ウェブサイト

<https://www.yokogawa.co.jp/about/yokogawa/sustainability/> をご参照ください。

[中期経営計画]

当社グループは、サステナビリティ目標及び長期経営構想を踏まえ、収益性の向上とさらなる変革に向けて、平成30年度（2018年度）を開始年度とする新たな中期経営計画「Transformation（トランスフォーメーション）2020（略称：TF2020）」を策定しました。

(1) TF2020の基本戦略

TF2020では、当社グループが目指す事業のあるべき姿を「計測と制御と情報の技術をコアに、幅広い産業のビジネスプロセスに対して、デジタル技術革新とお客様との共創による生産性向上を通じて持続可能社会を実現する事業」とし、その確立に向けて次の基本戦略に示す3つの変革に取り組みます。

<基本戦略>

a. 既存事業の変革

お客様との関係をさらに深化させ、生産性革命を共に実現します。

・ OPEX（*）ビジネスの拡大

既設設備の生産性向上に向けた課題解決と運用保守を中心とするOPEXビジネスの拡大と収益性の向上に注力します。TF2017で取り組みを進めてきた課題解決型ビジネスの確立とグローバル展開を目指します。

（*）OPEX：Operating Expenditure の略語

・ 注力業種のさらなる強化

日本で高いシェアを獲得している化学業種の海外展開に引き続き注力するとともに、今後の成長が期待でき、また社会的意義の大きい再生可能エネルギー関連の市場開拓に取り組めます。

・ 計測事業の変革

競争力のある製品に集中することで一定以上の収益を確保するとともに、新たな成長市場へ挑戦します。

・ 航機その他事業の変革

保有技術とお客様基盤を生かし、成長事業への変革に挑戦します。

b. 新事業とビジネスモデル変革への挑戦

イノベーションを通じ、サステナブルな価値を創造します。

・ 医薬品・食品産業向け新事業の確立

TF2017では長期経営構想の中で今後注力すべき事業領域の一つとして「人々の健康や暮らしの豊かさを支える産業」を設定しました。TF2020では今後も市場成長が期待でき、当社の強みが生かせる医薬品・食品産業の研究・開発・生産・物流などのバリューチェーン全体の生産性向上を実現するサービスビジネスの確立に挑戦します。

・ ビジネスモデル変革

製品やサービスを売り切る従来型のビジネスモデルから、お客様の初期導入コスト負担を軽減する成果報酬型ビジネスやサービス提供型のリカーリングビジネスへの変革を進めます。IIoTを活用した製品・ソリューションの付加価値向上などによりお客様の生産性革命を支援し、成長機会の創出につなげます。

c. グループ全体最適による生産性向上

グループ全体最適の視点で、経営効率を飛躍的に高めます。

・ 継続的なコスト競争力の強化

グループ横断のコストダウン活動が継続的に実行される仕組みを構築し、RPA（Robotic Process Automation）などIT技術も活用し、コスト競争力を強化します。

・ 人財力の強化

社員一人ひとりが、世の中の変化や最新の技術動向を理解し、より高い付加価値を生む業務を担える人財へと自らを変革するために、新たに求められる能力とスキルの再開発・訓練プログラムを企業内大学として整備・提供し、社員が自ら学び能力を高め続ける会社へと変革していきます。

<デジタルトランスフォーメーション>

3つの変革の基盤として、当社グループ及びお客様の生産性向上を実現するため、デジタル技術を最大限に活用したアーキテクチャーの構築に積極的に取り組みます。AI、IIoT、クラウドプラットフォームなどを活用した製品・ソリューションの付加価値向上などによりお客様の生産性革命を支援し、成長機会の創出につなげるとともに、RPA、デジタルマーケティング、モバイルワークスタイルの活用とそれらを支えるネットワークやセキュリティの強化を通じて当社グループの成長基盤を確立します。また、これらを実現するための投資も積極的に行います。

(2) TF2020の資本政策及び財務戦略

TF2020では、持続的な企業価値の向上を実現するための最適資本構成(*)を維持することを前提に、創出したキャッシュを中長期的な企業価値の最大化に向けた資本性成長投資に優先的に配分しながら、積極的な配当還元の上向も図ります。

TF2020の事業戦略・成長投資と配当還元により、株主資本コストを上回るTSR（Total Shareholder Return：株主総利回り）の持続的な実現を通じた株主価値の最大化を目指します。

(*) 最適資本構成：格付Aを維持できる株主資本水準を保持するとともに、次の成長に向けた一定のリスク投資余力を確保できる水準

a. 資本性成長投資（戦略投資）

最適資本構成維持を前提とした資本性成長投資枠を3年間累計で700億円とします。

主に上記基本戦略①、②及びデジタルトランスフォーメーションに対する戦略的成長投資を強化し、必要に応じてM&Aやアライアンスの可能性を検討しながら、技術、販路、製品・サービス、お客様、人財・ノウハウなどを獲得するための投資を行います。

b. 配当政策（利益処分に関する基本方針）

以下の新たな配当方針に基づき積極的な配当還元の上向も図ります。

「株主の皆様に対する利益還元は経営の最重要施策の一つと認識し、利益成長を通じて安定的・継続的な増配を目指します。具体的には、業績及び中長期的な株主価値の最大化に向けた投資資金の確保、成長投資を支える財務基盤の維持を総合的に勘案しながら、連結配当性向30%を上回る配当水準の確保に努めます。また、一時的な要因で業績が悪化した場合においても、株主資本配当率を踏まえた安定的な配当の維持を図ります。」

中期経営計画「Transformation 2020（略称：TF2020）」についての詳細は、当社ウェブサイト <https://www.yokogawa.co.jp/about/yokogawa/company-overview/corporate-strategy/> をご参照ください。

③ 経営環境と目標とする経営指標

当社グループを取り巻く事業環境は、エネルギー資源における石油の位置付けの変化に加え、デジタル技術の革新、自然環境問題や人口動態の変化など社会課題解決に向けたニーズの高まりなどの影響を受けて大きく変化しています。

当社グループはこのような事業環境の変化を、継続的な収益性向上が実現できる新たな変革、成長の機会ととらえています。それを実現するためには、これまで築いてきた強固で多様なお客様基盤と課題解決能力を活かしながら、豊富なインストールベースをもつ日本を含むアジアを中心に、成長機会を創出し、成長基盤を確立することが重要であると考え、TF2020で次なる変革への挑戦を始めます。

TF2020で目指す経営指標は、中長期的視点での企業価値及び株主価値の最大化を基本方針とし、1株当たり当期純利益（EPS）成長、オーガニックフリー・キャッシュ・フロー（*）の創出、株主資本利益率（ROE）の向上を目指すべき指標とします。

具体的には、EPS成長7～9％／年以上、オーガニックフリー・キャッシュ・フロー850億円以上創出（3年間累計）、ROE10％以上の達成を目標とし、市場の期待を上回る利益成長、キャッシュ創出、資本効率を実現していきます。（成長率は平成29年度（2017年度）の一時要因（のれん等減損損失、貸倒引当金計上、資産売却等）を除いた実質ベース）

受 注 高 ・ 売 上 高 成 長	3～5％／年
1株当たり当期純利益（EPS）成長	7～9％／年
営 業 利 益 率 （ R O S ）	10％以上（2020年度）
株 主 資 本 利 益 率 （ R O E ）	10％以上（2020年度）
オーガニックフリー・キャッシュ・フロー	850億円以上（3年間累計）

（*）オーガニックフリー・キャッシュ・フロー＝フリー・キャッシュ・フロー＋戦略投資（700億円：3年間累計）

④ 会社の対処すべき課題

当社グループは、平成27年度（2015年度）に中期経営計画「Transformation 2017（略称：TF2017）」を策定し、中長期の成長基盤構築に向けて、「お客様フォーカス」「新しい価値づくり」「高効率グローバル企業」の3つの変革を掲げ、グローバル市場でこれまで構築してきた強固なお客様基盤を生かしたビジネスの拡大と成長を目指すとともに、最重要課題である収益性の向上に取り組みました。得意とする業種で価値提供の幅を広げ、また財務面においてはバランスシートの改善が進んだものの、物量に左右されない抜本的な収益性の向上には課題を残す結果となりました。

激変する事業環境下で中長期的に企業価値を向上していくためには、TF2017で目指した変革を進化させるだけでなく、抜本的な事業構造の変革が必要です。TF2020では、デジタル技術を最大限に活用することにより、既存事業の成長と収益性向上の実現、新事業創出による新たな成長分野の確立、またそれらを支える事業基盤での飛躍的な生産性向上に取り組み、さらなる企業価値の向上を目指します。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区	分	平成26年度 第139期	平成27年度 第140期	平成28年度 第141期(注)	平成29年度 第142期(当期)		
受	注	高	417,089	421,103	390,660	400,317	
売	上	高	405,792	413,732	391,433	406,590	
営	業	利	益	29,818	39,639	31,582	32,696
経	常	利	益	33,366	40,714	32,988	33,333
親会社株主に帰属する当期純利益			17,223	30,164	25,748	21,449	
1株当たり当期純利益			66円88銭	114円3銭	96円40銭	80円27銭	
総	資	産	439,957	413,061	440,695	448,809	
純	資	産	221,976	246,895	262,503	278,673	

(注) 平成29年度(第142期)において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、平成28年度(第141期)に関する数値についてはその内容が反映されています。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分		平成26年度 第139期	平成27年度 第140期	平成28年度 第141期	平成29年度 第142期(当期)
受 注 高		103,145	109,625	96,672	100,671
売 上 高		101,986	106,341	97,683	104,385
営 業 利 益		△7,817	△2,228	△5,916	△1,986
経 常 利 益		11,535	25,016	14,459	18,521
当 期 純 利 益		5,168	26,531	16,202	8,696
1 株 当 た り 当 期 純 利 益		20円 7 銭	100円29銭	60円66銭	32円54銭
総 資 産		245,369	224,886	249,793	246,751
純 資 産		132,842	162,666	173,353	176,205

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 な 事 業 内 容
横河マニュファクチャリング株式会社	5,010百万円	100.0%	制御・計測機器の製造
Yokogawa Electric Asia Pte. Ltd.	31,020千 シンガポールドル	100.0%	制御・航機その他の製造
横 河 電 機 (蘇 州) 有 限 公 司	4,000百万円	100.0%	制御機器の製造
韓国横河エレクトロニクス・ マニファクチャリング株式会社	1,744百万ウォン	100.0%	制御・計測機器の製造
横河ソリューションサービス株式会社	3,000百万円	100.0%	制御機器の販売、 エンジニアリング、保守サービス
Yokogawa Europe B.V.	17,725千ユーロ	100.0%	制御・計測機器の販売、 エンジニアリング、保守サービス
KBC Advanced Technologies Limited	2,145千ポンド	100.0%	制御機器の販売
Yokogawa Middle East & Africa B.S.C.(c)	2,481千 バーレーンディナール	100.0%	制御機器の販売、 エンジニアリング、保守サービス
Yokogawa Engineering Asia Pte. Ltd.	29,000千 シンガポールドル	100.0%	制御機器の販売、 エンジニアリング、保守サービス
Yokogawa Corporation of America (注 1)	1千米ドル	100.0%	制御・計測機器の販売、 エンジニアリング、保守サービス
横 河 電 機 (中 国) 有 限 公 司	119百万人民元	100.0%	制御機器の販売、 エンジニアリング、保守サービス
横 河 計 測 株 式 会 社 (注 2)	90百万円	100.0%	計測機器の販売、保守サービス
横 河 電 子 機 器 株 式 会 社	300百万円	100.0%	防衛関連機器、航海・海洋関連 機器の製造、販売

(注) 1. Yokogawa Corporation of America には、資本金 1 千米ドルの他に、124,327千米ドルを資本準備金として出資しています。

2. 横河計測株式会社は、平成29年10月 1 日付で、横河メータ&インスツルメンツ株式会社より社名を変更しています。

3. 当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

事業区分	主要なソリューション・製品
制御事業	プラントの現場から経営レベルまでライフサイクルにわたりお客様価値を最大化する総合的ソリューション、生産性向上のための各種ソフトウェア、生産制御システム、流量計、差圧・圧力伝送器、プロセス分析計、プログラマブルコントローラ、工業用記録計 等
計測事業	波形測定器、光通信関連測定器、信号発生器、電力・温度・圧力測定器、共焦点スキャナ 等
航機その他事業	航空機用計器、航海関連機器、気象・水文計測器 等

(6) 主要拠点等（平成30年3月31日現在）

① 当社

本社： 東京都武蔵野市
事業所： 小峰事業所（東京都あきる野市）
甲府事業所（山梨県甲府市）
金沢事業所（石川県金沢市）

② 子会社

生産拠点： 横河マニュファクチャリング株式会社
甲府事業所（山梨県甲府市）
小峰事業所（東京都あきる野市）
Yokogawa Electric Asia Pte. Ltd.（シンガポール）
横河電機(蘇州)有限公司（中国）
韓国横河エレクトロニクス・マニュファクチャリング株式会社（韓国）

販売拠点： 横河ソリューションサービス株式会社
本社（東京都武蔵野市）
関西支社（大阪府大阪市）
中部支社（愛知県名古屋市）
横河計測株式会社（東京都武蔵野市）
横河電子機器株式会社（東京都渋谷区）
Yokogawa Europe B.V.（オランダ）
KBC Advanced Technologies Limited（イギリス）
Yokogawa Middle East & Africa B.S.C.(c)（バーレーン）
Yokogawa Engineering Asia Pte. Ltd.（シンガポール）
Yokogawa Corporation of America（米国）
横河電機(中国)有限公司（中国）

(7) 企業集団の従業員の状況（平成30年3月31日現在）

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
制御事業	16,771名	20名増
計測事業	770名	32名減
航機その他事業	749名	27名減
合計	18,290名	39名減

（注）従業員数は就業人員を記載しています。なお、契約社員、派遣社員などは含まれていません。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借入先	借入額
シンジケートローン	244億円

（注）1. シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）を主幹事とする協調融資によるものです。

2. 当社は、総額450億円のコミットメントライン契約を締結しています。
当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 600,000千株
- ② 発行済株式の総数 268,624千株
- ③ 株主数 15,413名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	34,466	12.9
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	15,697	5.9
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	15,288	5.7
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	13,484	5.0
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 9 ）	11,518	4.3
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	11,261	4.2
ステート ストリート バンク アンド トラスト カ ン パ ニ ー 5 0 5 2 2 3	7,023	2.6
横 河 電 機 持 株 会	6,072	2.3
8 2 8 0 3 5 ピクテ アンド シー ヨーロッパ エスエー ルクセンブルク レフ ユーシッツ	5,480	2.1
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 5 0 5 2 3 4	4,388	1.6

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,397千株保有しています。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	海 堀 周 造	取締役会議長 HOYA株式会社 社外取締役
代 表 取 締 役 社 長	西 島 剛 志	
取 締 役	黒 須 聡	専務執行役員 プレミアムソリューション&サービス事業 本部長
取 締 役	奈 良 寿	専務執行役員 日本・韓国代表 兼 横河ソリューションサービス 株式会社 代表取締役社長
取 締 役	中 原 正 俊	専務執行役員 I A システム&サービス事業本部長
取 締 役	穴 吹 淳 一	常務執行役員 経理財務本部長
取 締 役	浦 野 光 人	株式会社ニチレイ 相談役 株式会社りそなホールディングス 社外取締役 HOYA株式会社 社外取締役 株式会社日立物流 社外取締役 一般社団法人日本経営協会 会長 公益財団法人産業教育振興中央会 会長
取 締 役	宇 治 則 孝	第一三共株式会社 社外取締役 株式会社GA INC 社外取締役 公益社団法人企業情報化協会 会長 一般社団法人日本テレワーク協会 名誉会長
取 締 役	関 誠 夫	帝人株式会社 社外取締役 亀田製菓株式会社 社外取締役 株式会社ウェザーニューズ 社外取締役 特定非営利活動法人日本プロジェクトマネジメント協会 会長
取 締 役	菅 田 史 朗	ウシオ電機株式会社 特別顧問 J S R株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	中 條 孝 一	
常 勤 監 査 役	前 村 幸 司	
監 査 役	穴 戸 善 一	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授 穴戸善一法律事務所 弁護士
監 査 役	山 下 泉	株式会社イオン銀行 社外取締役 住友林業株式会社 社外取締役
監 査 役	高 山 靖 子	株式会社千葉銀行 社外取締役 日本曹達株式会社 社外取締役 三菱商事株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 浦野光人氏、宇治則孝氏、関 誠夫氏及び菅田史朗氏は、社外取締役です。
2. 監査役 穴戸善一氏、山下 泉氏及び高山靖子氏は、社外監査役です。
3. 監査役 山下 泉氏は、日本銀行、アクセンチュア株式会社、日本郵政公社及び株式会社かんぽ生命保険において、長年にわたり金融関係の業務に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 取締役 浦野光人氏、宇治則孝氏、関 誠夫氏及び菅田史朗氏並びに監査役 穴戸善一氏、山下 泉氏及び高山靖子氏は、高い独立性を有しており、一般株主との利益相反のおそれがないことから、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
5. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
6. 当事業年度末日後に、次のとおり取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職に変更がありました。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	異 動 日
取 締 役	奈 良 寿	専務執行役員 ライフイノベーション事業本部長	平成30年4月1日
取 締 役	穴 吹 淳 一	常務執行役員 経営管理本部長	平成30年4月1日
監 査 役	穴 戸 善 一	一橋大学大学院 法学研究科 教授 穴戸善一法律事務所 弁護士	平成30年4月1日
監 査 役	山 下 泉	株式会社イオン銀行 社外取締役 住友林業株式会社 社外取締役 一般社団法人ビッグデータマーケティング教育 推進協会 代表理事	平成30年4月2日

7. 取締役 浦野光人氏は、平成30年3月31日をもって株式会社ニチレイの相談役を、平成30年3月29日をもって一般社団法人アグリフューチャー日本の理事長をそれぞれ退任しています。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
牧 野 清	平成29年6月27日	任期満了	常勤監査役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 浦野光人氏、宇治則孝氏、関 誠夫氏及び菅田史朗氏並びに監査役 穴戸善一氏、山下 泉氏及び高山靖子氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としています。

④ 取締役及び監査役の報酬等

i 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する事項

当社は、役員報酬制度をコーポレートガバナンスにおける重要な事項と位置づけており、取締役の報酬等については、その決定の客観性及び透明性を高めることを目的に、取締役会決議に基づきその過半数を社外取締役とする３名以上の取締役で構成される任意の諮問機関「報酬諮問委員会」を設置し、同委員会の審議を経た答申内容をもとに決定しています。

【役員報酬制度の基本的な考え方】

- (a) 持続的、中長期的に企業価値向上を促す制度であること
- (b) 中長期経営戦略を反映した制度であり、中長期経営目標達成を強く動機づけるものであること
- (c) 短期志向への偏重を抑制する制度であること
- (d) 優秀な人財を確保・維持できる制度と金額であること
- (e) ステークホルダーに対して透明性、公正性及び合理性を備えた制度であり、これを担保する適切なプロセスを経て決定されること

当社の役員報酬制度は、固定報酬と業績連動報酬（年次インセンティブと中長期インセンティブ）で構成され、報酬額の水準については、国内外の同業又は同規模の他企業との比較及び当社の財務状況を踏まえて設定しています。業績連動報酬のうち、年次インセンティブは、単年度の全社業績評価と個人業績評価に基づき算定し支給します。また、中長期インセンティブは、当社普通株式を活用した譲渡制限付株式報酬として、当社の中期経営計画と連動し、中期経営計画初年度において達成期間（原則として３年）に相応した当社普通株式を一括支給することになります。

平成28年９月に譲渡制限付株式報酬として、総額３億46百万円の自己株式を付与しており、平成30年３月期の業績目標の達成度合いに応じて、平成30年７月の譲渡制限期間経過後に付与した自己株式の譲渡制限を解除することとしています。

なお、業績連動報酬は社外取締役を除く取締役及び執行役員を対象としています。これは、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査役には業績連動報酬は相応しくないため、固定報酬のみ支給するという考え方であり、同様に非業務執行の取締役についても固定報酬のみの支給としています。また、役員退職慰労金制度については、平成16年６月25日開催の第128回定時株主総会の日をもって廃止しました。

ii 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち 社外取締役)	10名 (4名)	2億25百万円 (48百万円)
監 査 役 (うち 社外監査役)	6名 (3名)	80百万円 (31百万円)
合 計 (うち 社外役員)	16名 (7名)	3億6百万円 (79百万円)

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した監査役1名を含んでいます。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成28年6月23日開催の第140回定時株主総会において1事業年度あたり16億円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議いただいています。
4. 監査役の報酬限度額は、平成16年6月25日開催の第128回定時株主総会において1事業年度あたり1億500百万円以内と決議いただいています。

⑤ 社外役員に関する事項

i 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
上記①取締役及び監査役の状況に記載のとおりです。

ii 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況	
浦 野 光 人	社外取締役	取締役会出席状況 15回／15回中	必要に応じ、主に経営者としての高い見識と豊富な経験並びにコーポレートガバナンスに関する知見から発言を行っています。
宇 治 則 孝	社外取締役	取締役会出席状況 15回／15回中	必要に応じ、主に経営者としての高い見識と技術開発、情報通信分野に関する深い知見から発言を行っています。
関 誠 夫	社外取締役	取締役会出席状況 15回／15回中	必要に応じ、主に経営者としての高い見識とエネルギー産業を中心とするエンジニアリング・ビジネスに関する豊富な経験と深いグローバルビジネスの知見から発言を行っています。
菅 田 史 朗	社外取締役	取締役会出席状況 15回／15回中	必要に応じ、主に経営者としての高い見識と産業用機器製品の開発、マーケティングに関する豊かな経験と深いグローバルビジネスの知見から発言を行っています。
宍 戸 善 一	社外監査役	取締役会出席状況 15回／15回中 監査役会出席状況 19回／19回中	必要に応じ、主に経営法務、コーポレートガバナンスに関する専門的な知識と幅広い研究活動に基づく高い見識から発言を行っています。
山 下 泉	社外監査役	取締役会出席状況 15回／15回中 監査役会出席状況 18回／19回中	必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点と経済界における幅広い活動に基づく高い見識から発言を行っています。
高 山 靖 子 (注)	社外監査役	取締役会出席状況 11回／11回中 監査役会出席状況 13回／13回中	必要に応じ、主に大手コンシューマービジネスの会社におけるCSR担当をはじめとした幅広い実務経験と常勤監査役としての経験、さらに、様々な企業での社外役員としての豊かな経験から発言を行っています。

(注) 監査役 高山靖子氏については、平成29年6月27日の就任後に開催された取締役会及び監査役会への出席状況を記載しています。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当 事 業 年 度 に 係 る 会 計 監 査 人 の 報 酬 等 の 額	1 億 7 百万円
当 社 及 び 子 会 社 が 会 計 監 査 人 に 支 払 う べ き 金 銭 そ の 他 の 財 産 上 の 利 益 の 合 計 額	1 億 57 百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び監査報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項及び同条第2項の同意を行っています。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、会社法第340条第2項の規定に従い、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会社法第344条の規定に従い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして定める体制として、以下のとおり、「YOKOGAWAグループ内部統制システム」を整備しています。

- ① 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ コンプライアンスの基本原則を、『YOKOGAWAグループ企業行動規範』として定めています。当社の取締役並びにグループ各社の取締役及びこれに相当する者（以下「取締役等」という）は、これを率先し、企業倫理の遵守と浸透にあたっています。
 - ・ グループを横断するコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握・対処のために、企業倫理担当部署を設置しています。
 - ・ 取締役会における意思決定は、『取締役会規程』『意思決定規程』に基づいて行っています。社外取締役を含む各取締役は、取締役会を構成する取締役として、業務執行に関する監督責任を負っています。社外監査役を含む監査役は、取締役の職務の執行に対して、『監査役監査基準』『監査役会規則』に基づく監査役監査を実施しています。
 - ・ グループ各社の取締役会及びこれに相当する意思決定機関における意思決定は、当社の規程に準じてグループ各社において策定された規程に基づき行われています。グループ各社は、当社による監査役監査の対象とされており、定期的な往査も行われています。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 『取締役会規程』『伝達ならびに文書管理規程』『文書管理規則』に基づき、議事録及び保存すべき情報に関するルールと管理体制を定めています。
 - ・ 『秘密情報管理規程』『インサイダー取引防止に関する規程』に基づき、情報の機密性の区分に関するルールと管理体制を定めています。また、グループで業務に従事する者に対して、秘密保持に関する誓約を求めています。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ グループのリスク管理に関する基本的事項を定め、その活動を円滑かつ効果的に推進することを目的に『リスク管理規程』を定めています。同規程に基づき、リスク管理委員会が、グループとして重点的に管理すべき重大なリスクを選定するとともに、そのモニタリング方法を決定し、取締役会に報告しています。代表取締役社長は、リスク管理委員長としてリスク管理の統括責任を持っています。

- ・ グループの各組織は、リスクを洗い出し、評価するとともに対応策を立案・実行しています。内部監査担当部署は、グループのリスク管理プロセスの有効性を評価し、重要な事項は取締役会及び監査役に報告しています。
 - ・ 危機事象に対する対応を、『グループ危機管理規程』として定めています。代表取締役社長が危機管理委員長として、グループにおいて危機事象が発生した時の情報伝達と指揮命令を統制し、人的な安全の確保及び経済的な損失の最小化を図ります。
- ④ 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 『取締役会規程』『意思決定規程』に基づき、取締役会における審議の充実と、経営会議などの取締役会以外の意思決定機関への権限委譲を図っています。
 - ・ 全社的な経営目標を定め、目標達成のための取り組みをレビューしています。単年度の経営目標については、組織毎に四半期単位でレビューし、年間目標の達成に向けた活動を展開しています。取締役会は、これらの経営目標の達成状況の報告を受け、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの活動を指示し、目標達成に向けて全社としての効率性を追求する仕組みを展開しています。また、経営目標の達成状況をリアルタイムで把握・報告・活用するために、経営情報システムの整備に努めています。
 - ・ 取締役会の実効性強化を支えるため、取締役会室を設置し、専任者を含む人員を置いています。
- ⑤ 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ グループで業務に従事する者が取るべき行動を、『YOKOGAWAグループコンプライアンスガイドライン』として定めています。この中で、反社会的勢力とは一切係わり合いを持たず毅然とした対応を取ることを定めています。
 - ・ 代表取締役社長が法令等遵守の重要性を繰り返し伝えとともに、企業倫理担当部署が中心となってコンプライアンスに関する教育を展開しています。
 - ・ グループで業務に従事する者には、コンプライアンス違反行為、または違反の恐れがあると疑われる行為を認識した場合に、内部通報義務があることを『内部通報・相談規則』として定めています。また、そのための内部通報窓口を設置しています。
 - ・ コンプライアンスの徹底状況について、企業倫理担当部署がモニタリングを実施し、重要な事項は、取締役会及び監査役に報告しています。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社は、関係会社管理規程等に基づき、グループ各社に対し、当社取締役会で決議された内部統制システムの基本方針に基づき、グループ各社のそれぞれの機能、体制に応じた最適な内部統制システムの整備等に関する指導・管理を行います。グループ各社は、関係会社管理規程等に基づき、当社に対して自らの取締役等の職務の執行に係る事項を適時・適切に報告しています。

- ・ 『企業倫理システム』、『意思決定システム』、『業務マネジメントシステム』、『危機管理システム』、及び、『監査役監査の環境整備』からなる展開システムごとに責任部署を定め、グループを横断する規程を定めています。各システムの責任者は、システムの監査機能を有し、グループ各社のシステムが実効性・効率性を確保（維持改善）するよう活動します。重要な事項については、取締役会及び監査役に報告しています。
 - ・ 特に財務報告の信頼性の確保の面では、経理業務の適正を確保するために、『グループ経理規程』を定め、グループ各社の経理業務を統制しています。また、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に対応するために、財務報告に係る内部統制の整備状況と運用状況に対する評価と開示の体制を整備しています。
 - ・ 「YOKOGAWAグループ内部統制システム」の有効性に関する内部監査は、『グループ経営監査規程』に基づき、内部監査担当部署が実施し、重要な事項は、取締役会及び監査役に報告しています。
 - ・ 監査役は、グループ会社における重要事項の決定について、直接または当該グループ会社の監査役から情報を入手し、確認することができることとしています。
- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 監査役室を設置し、専任者を含む人員を置いています。
- ⑧ 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役室の人員に関する人事異動は、監査役に事前に了解を求めています。
 - ・ 監査役室の人員に関する人事評価は、監査役会が指名する監査役が行うこととしています。
- ⑨ 当社の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社の取締役及び使用人並びにグループ各社の取締役等、監査役及び使用人等は、以下に定める事項を監査役に報告することとしています。
 - (a) 法令・定款違反に関する事項
 - (b) 内部監査の状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - (c) 会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事項
 - (d) 意思決定に関する重要な事項
 - (e) 経営状況に関する重要な事項
 - (f) 内部通報制度による通報状況に関する事項
 - (g) その他、コンプライアンスに関する重要な事項

- ・ 当社並びにグループ各社は、当該報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行いません。
- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査費用その他当社の監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査の実効性を担保するべく適切な金額を当社の予算に計上しています。
- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役会議長、代表取締役社長、内部監査担当部署、企業倫理担当部署、法務担当部署、会計監査人との定期的な意見交換の場を提供しています。また、取締役、重要な使用人からヒアリングを実施できる機会と環境を提供しています。
 - ・ 必要に応じて、外部の専門家を任用することができることとしています。現在、監査役会として弁護士と顧問契約を締結しています。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制に基づき実施した、当事業年度における「YOKOGAWAグループ内部統制システム」の運用状況の概要は以下のとおりです。
- ① 取締役の職務執行及び監督機能の強化
- ・ 役員の選解任については、3名以上の取締役で構成され、その過半数を独立社外取締役とする指名諮問委員会で、あらかじめ定められた基準・手続にしたがって審議を行い、その内容を取締役会へ答申、決議しています。平成29年度（2017年度）は、新たに代表取締役社長及び代表取締役会長の再任のための基本評価基準と手続を規定しました。この基準には定量性を持たせており、これまでの基準と合わせて審議を行うことにより、代表取締役社長及び同会長の選解任のプロセスの客観性、透明性をさらに高めてまいります。
 - ・ 平成28年度（2016年度）の取締役会の自己評価結果や、現中期経営計画（TF2017）の最終年度であることを踏まえ、平成29年度（2017年度）は次期中期経営計画及び長期経営構想を重点テーマとし、検討段階から取締役会内外の場において、経営会議メンバー等を含め、複数回にわたりさまざまな視点から議論を重ねました。その結果、長期経営構想を一部見直すとともに平成30年度（2018年度）を開始年度とする次期中期経営計画（TF2020）を取締役会において決議しました。

② コンプライアンス活動の展開

- ・ 「不正をしない風土」と「不正をさせない仕組み」の構築のために、職場に密着したコンプライアンス推進体制をグローバルに整備しています。国内では職場の相談役でもあるコンプライアンス推進者、海外ではコンプライアンスマネージャーがコンプライアンス意識の浸透・定着に向けた推進活動を展開しています。また、各組織のコンプライアンス事務局及びコンプライアンス推進者、コンプライアンスマネージャーの代表者に定期開催の「コンプライアンス委員会」に参画してもらい、情報の共有化と活動の進捗管理を行っています。
- ・ コンプライアンス意識の浸透状況を把握し、推進活動に役立てるため、「グローバル コンプライアンス意識サーベイ」を毎年実施し、その結果を当社グループ内で公開・共有するとともに、職場・職位別に分析して、次年度の施策に結びつけています。
- ・ 啓発活動の一環として、毎年「コンプライアンス研修」「Eラーニング」等を全社員に対して実施し、コンプライアンスへの意識を深め、意識の向上を図っています。
- ・ コンプライアンスに関わる問題点を早期に発見し、不正を未然に防止するため、国内及び海外に社内通報・相談窓口、社外通報・相談窓口を設置し、迅速に対応処理しています。

③ リスク管理体制の運用

- ・ リスク管理における基本方針や体制等、YOKOGAWAグループのリスク管理に関する基本的事項を『リスク管理規程』として定め、その活動を円滑かつ効果的に推進しています。
- ・ YOKOGAWAグループの各組織は、自律的なリスク管理活動の一環としてリスクを洗い出し、その重大度を、影響度及び発生可能性の面から評価するとともに、対応策を立案、実行しています。
- ・ YOKOGAWAグループの各組織で重要と考えるリスクを収集し、「事業機会」、「コンプライアンス・危機事象」等の観点から分類するとともに、リスク管理委員会において、重点管理リスクの選定とモニタリング方法の決定を行い、取締役会に報告しました。
- ・ 平成29年度（2017年度）は事業リスク、情報セキュリティリスク、危機管理リスク等をその重大度から重点管理リスクに選定し、それぞれのモニタリング方法に沿って活動の進捗を確認するとともに、その内容を取締役会等に報告しました。

④ 内部監査担当部署及び監査役による監査の実施

- ・ 内部監査担当部署は、四半期毎の監査により、各内部統制システム統括部署が、それぞれの重点指標を明確にし、指標の達成状況に応じてPDCAサイクルを回していることを確認しています。
- ・ 監査役会は、当期の重点監査項目を「企業集団としてのコーポレートガバナンスの継続的な充実」と定めた年間活動に基づき、監査役監査を実施しています。
- ・ 監査役は、取締役会議長、代表取締役社長をはじめ、内部監査担当部署、企業倫理担当部署、法務担当部署、会計監査人と定期的及び必要に応じて意見交換を行っています。また、必要に応じて取締役、重要な使用人からヒアリングを行っています。
- ・ 監査役会として、弁護士と顧問契約を継続しています。

4. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、なにより当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことが可能な者である必要があると考えています。

当社グループは、企業理念を「YOKOGAWAは 計測と制御と情報をテーマに より豊かな人間社会の実現に貢献する YOKOGAWA人は良き市民であり 勇気をもった開拓者であれ」と定めています。この理念のもとに、企業活動を健全に継続し、企業価値を最大化する「健全で利益ある経営」をするとともに、お客様の視点で、お客様の付加価値向上につながるソリューションサービスを提供することで、地球環境保全、持続可能な社会の実現に貢献していくことが、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えています。

また、当社は、公開会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には株主の皆様判断に委ねられるべきものと考えており、当社株式に対する大規模な買付行為があった場合においても、これが当社の企業価値の向上及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主や会社に対して、買付に係る提案内容や代替案を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益に対する侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれのあるもの、買付条件が当社の企業価値・株主共同の利益に鑑み不十分又は不適當であるもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記の基本方針を実現するため、企業理念のもとに、企業活動を健全に継続し、企業価値を最大化する「健全で利益ある経営」をするとともに、お客様の視点で、お客様の付加価値向上につながるソリューションサービスを提供することで、地球環境保全、持続可能な社会の実現に貢献していくことに加え、以下のとおりコーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。

当社グループでは、健全で持続的な成長を確保し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーからの社会的信頼に依っていくことを企業経営の基本的使命と位置づけており、「健全で利益ある経営」を実現するための重要施策として、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。

当社取締役会では、当社グループの事業に精通した取締役と、独立性の高い社外取締役による審議を通して、意思決定の迅速性と透明性を高めています。また、社外監査役を含む監査役による監査を通して、取締役の職務執行の適法性、効率性、合理性、意思決定プロセスの妥当性等を厳正に監視・検証し、経営に対する監査機能の充実に図っています。

当社グループでは、コンプライアンスの基本原則を『YOKOGAWAグループ企業行動規範』として定めており、取締役が率先して企業倫理の遵守と浸透にあたっています。また、財務報告の信頼性の確保及び意思決定の適正性の確保などを含めた『YOKOGAWAグループ内部統制システム』を定めており、当社グループの業務が適正かつ効率的に実施されることを確保するための内部統制システムを整備しています。

内部統制システムの有効性については、内部監査担当部署が年間計画に基づき内部監査を実施し、重要な事項について取締役会及び監査役に報告しています。

- (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記の基本方針のもと、平成19年6月27日開催の当社第131回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入の件」について承認をいただき、その後、平成21年6月29日開催の当社第133回定時株主総会での継続導入の承認決議を経て、平成23年6月24日開催の当社第135回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続導入の件」（以下「本プラン」といいます。）の承認をいただきました。

当社は、平成26年6月25日開催の第138回定時株主総会の終結の時をもって有効期間満了を迎える本プランの取扱いについて検討した結果、現在の経営環境を前提とすると、本プランを継続することが必要不可欠なものではないと判断し、平成26年5月13日開催の取締役会において、かかる有効期間満了をもって本プランを継続しないことを決議しました。

もっとも、当社は、本プランの有効期間満了後も引き続き、当社株式に対して大規模な買付行為や買付提案を行おうとする者に対しては、関係する法令に従い、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の開示を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示するとともに、株主の皆様の検討に必要な時間の確保に努めるなど、適切な措置を講じてまいります。

- (4) 基本方針の実現に資する取組みについての取締役会の判断

当社は、上記基本方針を実現するための取組みとして上記(2)及び(3)の取組みを進めることにより、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながれると考えていると同時に、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模な買付行為や買付提案を行うことは困難になるものと考えています。また、大規模な買付行為や買付提案を行う者が現れた場合も、その是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報及び時間の確保に努めるなど、適切な措置を講じてまいります。したがって、上記(2)及び(3)の取組みは基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	78,264	支払手形及び買掛金	25,466
受取手形及び売掛金	153,646	電子記録債務	10,569
商品及び製品	12,475	短期借入金	1,539
仕掛品	8,573	未払金	12,058
原材料及び貯蔵品	11,206	未払法人税等	4,947
繰延税金資産	7,579	前受金	32,173
その他	15,706	賞与引当金	14,791
貸倒引当金	△3,534	工事損失引当金	5,881
		その他	21,982
流動資産合計	283,917	流動負債合計	129,411
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	28,936
建物及び構築物	45,730	繰延税金負債	6,612
機械装置及び運搬具	7,000	退職給付に係る負債	3,586
工具器具及び備品	5,729	その他	1,588
土地	15,811	固定負債合計	40,725
リース資産	318	負債合計	170,136
建設仮勘定	2,141	純資産の部	
有形固定資産合計	76,731	株主資本	
無形固定資産		資本金	43,401
ソフトウェア	17,780	資本剰余金	54,560
のれん	8,124	利益剰余金	173,002
その他	11,567	自己株式	△1,393
無形固定資産合計	37,472	株主資本合計	269,570
投資その他の資産		その他の包括利益累計額	
投資有価証券	43,692	その他有価証券評価差額金	11,873
繰延税金資産	1,910	繰延ヘッジ損益	△29
その他	7,823	為替換算調整勘定	△8,426
貸倒引当金	△2,737	退職給付に係る調整累計額	△1,112
投資その他の資産合計	50,687	その他の包括利益累計額合計	2,305
固定資産合計	164,891	非支配株主持分	6,796
資産合計	448,809	純資産合計	278,673
		負債純資産合計	448,809

連結損益計算書

(自 平成29年 4 月 1 日)
(至 平成30年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		406,590
売上原価		231,262
売上総利益		175,328
販売費及び一般管理費		142,631
営業利益		32,696
営業外収益		
受取利息	575	
受取配当金	1,757	
持分法による投資利益	869	
雑収入	922	4,125
営業外費用		
支払利息	312	
支払手数料	188	
為替差損	1,913	
雑損失	1,074	3,488
経常利益		33,333
特別利益		
固定資産売却益	2,085	
投資有価証券売却益	3,731	5,816
特別損失		
固定資産売却損	6	
固定資産除却損	213	
減損損失	9,199	
投資有価証券売却損	39	
投資有価証券評価損	86	
厚生年金基金脱退損失	223	9,768
税金等調整前当期純利益		29,381
法人税、住民税及び事業税	10,737	
法人税等調整額	△4,103	6,633
当期純利益		22,747
非支配株主に帰属する当期純利益		1,297
親会社株主に帰属する当期純利益		21,449

独立監査人の監査報告書		平成30年5月14日
横河電機株式会社 取締役会 御中		
有限責任監査法人トーマツ		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 高 俊 幸 ^印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大和田 貴 之 ^印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	波多野 伸 治 ^印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、横河電機株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、横河電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	20,031	電子記録債務	2,417
受取手形	1,271	買掛金	7,240
売掛金	22,034	短期借入金	10,121
商品及び製品	1,114	一年内返済予定長期借入金	176
仕掛品	2,036	未払金	7,000
原材料及び貯蔵品	1,448	未払費用	1,418
前払費用	1,151	未払法人税等	418
繰延税金資産	2,117	預り金	220
短期貸付金	29,046	賞与引当金	4,108
未収入金	8,089	その他	3,808
その他	1,529		
貸倒引当金	△8		
流動資産合計	89,863	流動負債合計	36,930
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	28,936
建物	26,393	繰延税金負債	4,043
構築物	806	その他	635
機械及び装置	388		
工具器具及び備品	2,200	固定負債合計	33,615
土地	11,330	負債合計	70,545
建設仮勘定	1,521		
その他	259		
有形固定資産合計	42,899	純資産の部	
無形固定資産		株主資本	
ソフトウェア	15,099	資本金	43,401
ソフトウェア仮勘定	2,702	資本剰余金	54,514
借地権	794	資本準備金	36,350
その他	630	その他資本剰余金	18,164
無形固定資産合計	19,226	利益剰余金	67,867
投資その他の資産		その他利益剰余金	67,867
投資有価証券	35,375	固定資産圧縮積立金	1,227
関係会社株式	41,921	繰越利益剰余金	66,640
関係会社出資金	14,553	自己株式	△1,393
関係会社長期貸付金	2,192	株主資本合計	164,389
差入敷金保証金	215	評価・換算差額等	
長期金融資産	2,190	その他有価証券評価差額金	11,816
その他	596	評価・換算差額等合計	11,816
貸倒引当金	△2,283	純資産合計	176,205
投資その他の資産合計	94,761	負債純資産合計	246,751
固定資産合計	156,888		
資産合計	246,751		

損 益 計 算 書

(自 平成29年 4 月 1 日)
(至 平成30年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		104,385
売上原価		54,079
売上総利益		50,306
販売費及び一般管理費		52,292
営業損失 (△)		△1,986
営業外収益		
受取配当金	21,365	
諸施設賃貸収益	2,109	
雑収入	331	23,806
営業外費用		
支払利息	302	
諸施設賃貸費用	2,039	
為替差損	467	
支払手数料	115	
雑損失	372	3,298
経常利益		18,521
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	3,564	3,565
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	127	
投資有価証券売却損	35	
投資有価証券評価損	65	
関係会社株式評価損	15,391	
関係会社出資金評価損	1,158	16,777
税引前当期純利益		5,309
法人税、住民税及び事業税	△809	
法人税等調整額	△2,578	△3,387
当期純利益		8,696

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

横河電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大 高 俊 幸^⑩

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大和田 貴 之^⑩

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 波多野 伸 治^⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、横河電機株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第142期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第142期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月16日

横河電機株式会社 監 査 役 会

常勤監査役 中 條 孝 一^①

常勤監査役 前 村 幸 司^②

社外監査役 穴 戸 善 一^③

社外監査役 山 下 泉^④

社外監査役 高 山 靖 子^⑤

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

I. インターネットによる議決権行使について

1. インターネットによる議決権行使に際してご了承いただく事項

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 行使期限は平成30年6月25日(月曜日)午後5時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットで複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) 議決権行使コード及びパスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の株主総会に関してのみ有効です。次回の株主総会の際には、新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。他人に絶対知られないようご注意ください。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行(株)証券代行部(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトのご利用方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-768-524 (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-288-324 (平日 9:00~17:00)

II. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された合弁会社(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記I.のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

株主総会会場ご案内図



横河電機株式会社

〒180-8750 東京都武蔵野市中町二丁目9番32号
TEL 0422-52-5555

お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすい
ユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマホがご案内します。

目的地入力は不要です!

スマートフォンで
QRコードを
読み取りください。

